

大項目	小項目①	小項目②	質問	回答	更新日	No.
新規申請	添付書類	接続の同意を証する書類	電力会社の接続の同意を証する書類とは、具体的に何ですか？	エネ庁のなつく！再生可能エネルギーのホームページに一覧表が掲載されています。 <a href="http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/dl/legal/fit_low.pdf">http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/dl/legal/fit_low.pdf</a>  (2018年12月1日より、接続の同意を証する書類の申請時の添付を必須としますので、ご注意ください)	2018/8/31	1-1
新規申請	添付書類	接続の同意を証する書類	東京電力パワーグリッドの受給契約書の書式が変わり、「設備の所在地の住所が複数にまたがっていても、ひとつの地番しか載らなくなりました。  システムで申請するときひとつの地番だけでよいですか？	設備の所在地が複数にまたがっている場合は、システム上では全て入力してください。その際、東京電力パワーグリッドの受給契約書に記載されている地番を「代表地番」としてください。	12/15	1-1-2
新規申請	添付書類	構造図・配線図	構造図と配線図について。申請IDの記入は必須ですか？	申請IDの記入は必要ありません。 (2017年4月よりフォーマットが変更されました。新しいフォーマットでは、設置者氏名のみ記入となっています)		1-2
新規申請	添付書類	同意書	自己所有の建物で申請をします。システム上では「建造物所有者の同意書」が必須となっていますが、自己所有なのに同意書が必要なのですか？	自己所有であることを確認するため、建物の登記簿謄本（新築で未登記の場合は、建築確認済証）を添付してください。  (「不動産登記簿謄本」の項目に添付する書類と同じものをアップロードしていただければ結構です)		1-3
新規申請	添付書類	同意書	他人所有の建物で申請をします。建物の登記簿謄本に加えて、建物の名義人の同意書が必要ですが、名義人が既に亡くなっている場合はどうすればよいですか？	①名義人（亡くなった方）の除籍謄本（附票も含む。附票が無ければ住民票の除票でも可） ②法定相続人全員の戸籍謄本（又は法定相続情報） ③法定相続人全員の印鑑証明 ④建物の登記簿謄本 ⑤遺産分割協議書（又は法定相続人全員の同意書）  ※太陽光パネルは、建物付属設備として認められているものではないため、分与におきましては建物と別に明示していただく必要があります。遺産分割協議書に太陽光パネルの記載が無い場合は、法定相続人全員の同意書を作成してください。  ※上記は新規申請の必要書類です。 事後変更における必要書類は下記の整理表を参照してください。 <a href="http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/dl/fit_2017/henkou_seirihyou.pdf">http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/dl/fit_2017/henkou_seirihyou.pdf</a>	2018/8/31	1-4
新規申請	添付書類	登記簿謄本	既築の建物ですが、建物の登記をしていません。登記をしないと申請できませんか？	未登記であれば、その建物が建っている土地の登記簿謄本を提出してください。 システムの入力は「建物」を選択してください。  その際、下記の内容を記入した書面と一緒に添付してください。（「その他」項目にアップロードしてください） 「既設の建物ですが、建物の登記を行っておりません。日付、名前（設置者）、住所、印」	11/10	1-5
新規申請	添付書類	登記簿謄本	建物ですが、カーポート・倉庫・小屋等で、建物の登記をしていません。登記しないと申請できませんか？	その建物が建っている土地の登記簿謄本を提出してください。 システムの入力は「建物」としてください。建物の種類は「その他」を選択し、その下の欄にカーポート等、詳細を記載してください。  その際、下記の内容を記入した書面と一緒に添付してください。（「その他」項目にアップロードしてください） 「建物（カーポート・倉庫・小屋等）で、建物の登記を行っておりません。日付、名前（設置者）、住所、印」	12/22	1-6
新規申請	添付書類	設備の所在地（建物）	設備の所在地を住居表示で申請すると、登記簿上の住所（地番）と相違してしまいます。問題がありますか？ 登記の住所（地番）と住居表示が同一である証明は必要ですか？  ※住居表示が確定している場合	住居表示と登記の住所が相違していても問題ありません。住居表示のほうで申請してください。（地番で申請してしまうと、電力会社から住居表示に変更するよう要請され、後で事前変更をしていただく必要が生じる可能性があります）。  ※今後の審査で、住居表示と登記上の住所が同一である証明書を求める可能性もあります。		1-7

大項目	小項目①	小項目②	質問	回答	更新日	No.
新規申請	添付書類	フォーマット・様式	建造物の使用に関する同意書、権利者の証明書、委任状などのフォーマットがどこにあるのかわかりません。	エネ庁のなっとく！再生可能エネルギーのホームページからダウンロードしていただけます。 <a href="http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/fit_nintei.html">http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/fit_nintei.html</a> ※ページの真ん中あたりまでスクロールしてください。「提出書類について」以下にリンクがございます。		1-8
新規申請	添付書類	フォーマット・様式	「事業実施体制図」のフォーマットはどこですか？ 低圧（50kw未満）なので、資本関係者や主要株主などの項目に何を書いてよいのかわかりません。	エネ庁のなっとく！再生可能エネルギーのホームページからダウンロードしてください。 <a href="http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/fit_nintei.html">http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/fit_nintei.html</a> 該当なしの場合には、「該当なし」と記載しておいてください。 （事業実施体制図のフォーマットから上記項目や図を削除しないでください）	2018/7/31	1-9
新規申請	添付書類	その他	設置者が公共法人（市区町村）の場合は建物の登記簿がありませんが、どんな書類が必要ですか？	戸籍謄本 ⇒ 不要です 印鑑証明 ⇒ 公印規定 不動産登記簿 ⇒ 建物の登記が無ければ土地の登記簿を提出 建築物所有者の同意書 ⇒ 新築なら建築確認済証／既築なら設置業者との設置工事契約書		1-10
新規申請	添付書類	その他	「発電設備の内容を証する書類」とは何ですか？	太陽光設備の場合は、パワーコンディショナの仕様書になります。 カタログやJET認証書でも可能です。必ずメーカー名と型式に印を付けて、わかるようにしておいてください。		1-11
新規申請	添付書類	同意書	他人所有の土地／建物に設置をしますが、所有者が亡くなっているため、同意書および印鑑証明書がありません。	土地／建物の登記の名義を、相続人の名前に変更した上で申請していただければスムーズです。 登記の名義をまだ変えていない場合は、同意書の代わりに「遺産分割協議書」もしくは「法定相続人全員の同意書」を提出してください。どちらの書類の場合も、法定相続人全員の印鑑証明書の提出も必要です。		1-12
新規申請	添付書類	フォーマット・様式	他人所有の土地／建物に設置をしますが、所有者が亡くなっています。「法定相続人全員の同意書」を作成しますが、フォーマットはありますか？	なっとく再生可能エネルギーのホームページにフォーマットあり。 <a href="http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/fit_change_d.html#top">http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/fit_change_d.html#top</a> 「相続証明書」	2018/8/31	1-13
新規申請	手続き方法	システム	設置者はAさんで申請しますが、建物の名義はAさんとBさんの共有です。この場合、自己所有、他人所有、他社との共有のどれを選ばよいですか？	「他者との共有」を選択の上、Bさんの同意書を作成し提出してください。		1-14
新規申請	手続き方法	システム	設置者を連名で申請する場合、どのように入力しますか？	太陽一郎、太陽花子の連名の場合 姓の欄：①太陽 ②太陽 名の欄：①一郎 ②花子 ※設置者を連名で申請する場合は、電力会社との契約も連名になっている必要があります。		1-15
新規申請	手続き方法	システム	外国人でミドルネームがある場合、どのように入力すればよいですか？	姓の欄か名の欄のどちらかに、ミドルネームを入力してください。ミドルネームと名前の間には空欄をあげてください。		1-16
新規申請	手続き方法	システム	「保守点検及び維持管理計画」は、どのように入力すればよいですか？	①いつ、②どこで、③誰が、④何を点検するのか。具体的にわかるように記載をお願いします。 例) ①20年の売電期間中、年に1回、②現地にて、③設置者が、④パネル、架台（屋根の場合は雨漏りなど）、周辺環境の目視点検、配線、パワコンの目視および測定をし、異常を確認した場合は速やかに対処を行う。		1-17
新規申請	手続き方法	システム	廃止日は必ず入力しなければならないのですか？ 具体的な廃止日はまだ決まっていますか？	目安として入力していただいておりますので、実際の廃止日でなくても結構です。10年後、20年後などの未来日の日付を入力ください。		1-18

大項目	小項目①	小項目②	質問	回答	更新日	No.
新規申請	手続き方法	システム	カーポートや小屋、倉庫など、登記をしない建物に設置をする場合。「設備の形態」のプルダウン「建物の種類」は何を選択すればよいですか？	建物の種類は「その他」のプルダウンを選択の上、下の空欄にカーポートや小屋など、詳細を入力してください。 ※分割については別途確認が入る可能性があります。	11/17	1-18-1
新規申請	定義	その他	複数需要場所とは何ですか？	電気の需要場所としては分かれている隣接する複数の建物の屋根に太陽光発電設備を設置する場合、それらの太陽光発電設備を電線路でつなぎ、一個の発電設備として設備の認定を受け、電気事業者との系統連系は一か所として売電する方法を言います。	2018/3/23	1-19
新規申請	手続き方法	システム	複数需要場所の申請はどのようにすればよいですか？	「設備の所在地」に複数の建物の所在地を全て記入し、その末尾に「（複数需要場所）」と入力してください。 また、それぞれの建物の所有者が同一であることを確認するため、登記簿謄本を提出してください。新築等で未登記の場合は、①工事請負契約書、②建物の配置図を提出。 登記簿の最後のページの欄外に「複数需要場所」との記載をお願いします。	2018/3/23	1-19-1
新規申請	不備メール	その他	新規申請をしたら、複数需要場所ではないのに、「複数需要場所かどうかの確認の不備メール」が届きました。どうすればよいですか？	登記簿謄本で建物が複数確認できた場合は、複数需要場所かどうかの確認が必ず入ります。 複数需要場所に該当しない場合は、あらかじめ謄本の最後のページの欄外に「複数需要場所ではありません」と記載いただいた上で提出してください。	2018/3/23	1-19-2
新規申請	手続き方法	その他	誤った内容で申請してしまいました。どうすればよいですか？	申請状態が「設置者承諾待ち」となっている申請は、登録者様ご自身で編集可能です。下記のマニュアルをご確認ください。 <a href="https://www.fit-portal.go.jp/servlet/servlet.FileDownload?file=015280000056hqeAAA">https://www.fit-portal.go.jp/servlet/servlet.FileDownload?file=015280000056hqeAAA</a> 申請状態が「設置者承諾済み」となっている場合、申請者都合による差戻し対応は現在承っておりません。審査が開始され「申請不備」で返却されるのをお待ちください。	2018/3/23	1-20
変更・事前・事後	手続き方法	名義変更	既に申請を上げてしまった後で、太陽光設備の設置計画がキャンセルとなりました。どうすればよいですか？	お電話かFAXでご連絡の上、該当の申請IDと設置者IDをお知らせください。JP-ACにて「申請不備」とさせていただきますので、申請者様にて「申請取下げ」を行ってください。 ※「申請取下げ」となったデータは復活できません。 ※取下げ依頼により「申請不備」とした申請を編集し、再申請された場合、審査はされませんのでご注意ください。	2018/3/23	1-20-1
新規申請	手続き方法	接続の同意を証する書類	実際は「全量」で設置するのに、電力会社から「余剰」と記載された接続の同意を証する書類が届きました。申請の際にはどちらに合わせるべきですか？	接続の同意を証する書類に「余剰」と記載されている場合には、申請時には書類に合わせて「余剰」を選択してください。 申請内容と書類の記載が相違している場合は不備となります。	10/31	1-21
変更・事後	添付書類	全般	変更認定、事前・事後変更に必要な添付書類を教えてください。	エネ庁のなっとく！再生可能エネルギーのホームページに「変更内容ごとの変更手続きの整理表」が掲載されています。 <a href="http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/dl/fit_2017/henkou_seirihyou.pdf">http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/dl/fit_2017/henkou_seirihyou.pdf</a>		2-1
前変・更・事後	添付書類	その他	＜変更内容ごとの変更手続きの整理表＞に、「構造図（設備配置図）」と記載がありますが、これは何ですか？	パネルの配置図です。 公図をベースに、パネルのレイアウト、パワコンの設置場所、配線の状況を簡単に記載してください。		2-2
変更・事前・事後	添付書類	名義変更	名義変更（事業譲渡）です。＜変更内容ごとの変更手続きの整理表＞には「譲渡証明書」とありますが、規定のフォーマットはありますか？	なっとく再生可能エネルギーのホームページにフォーマットあり。 <a href="http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/fit_change_d.html#top">http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/fit_change_d.html#top</a> 自作の証明書でも受付可能。 ①日付、②設備ID、③設備の所在地、④譲渡人の名前と⑤住所、⑥譲受人の名前と⑦住所を盛り込み、譲渡人および譲受人の実印を押印の上、作成をお願いします。 ※新規申請で使用する「権利者の証明書」は使用不可。	2018/4/20	2-3

大項目	小項目①	小項目②	質問	回答	更新日	No.
前変・更事・後事	手続き方法	事前	「地方税法第72条の4の該当性」を誤って入力してしまいました。訂正方法を教えてください。	単独で訂正する場合は、「事前変更」になります。この項目に係る提出書類はありません。（登録者≠設置者、設置者メールアドレス無しの場合は、別途、委任状と印鑑証明が必要です）		2-4
前変・更事・後事	手続き方法	名義変更	太陽光発電の名義変更をしたいのですが、手続き方法を教えてください。	JPEA代行申請センターのホームページに手続き方法をまとめたページがございます。下記のページをご覧ください。 TOPページ ⇒ 名義変更のお手続きについて <a href="http://jp-ac-info.jp/name_change/">http://jp-ac-info.jp/name_change/</a>		2-5
変更・事後	手続き方法	名義変更	設備設置者名のふりがなや漢字の記載を誤ったまま認定が下りてしまいました。訂正はできますか？	事後変更で訂正可能です。ふりがな訂正の場合は添付書類なし。漢字表記の訂正は住民票を添付してください。 ※登録者と設置者が別人で、設置者のメールアドレスが無い場合は、委任状と印鑑証明書の添付が別途必要です。	2018/1/19	2-5-1
変更・事前・事後	手続き方法	蓄電池	押上りの蓄電池を設置します。手続き方法は？（F設備以外）	変更認定申請で手続きをしてください。 10kw未満の場合は、発電設備区分を「太陽光発電設備に自家発電設備等を併設するもの」プルダウンを選択。 構造図と配線図は、「標準構造図と同じ」「標準配線図と同じ」プルダウンを選択。構造図・配線図の提出の必要はありません。 ※エネファーム、エコウィルは「押上げあり」です。	2018/3/23	2-6
変更・事前・事後	手続き方法	蓄電池	押上なしの蓄電池を設置します。手続き方法は？（F設備以外）	変更認定申請で手続きをしてください。 発電設備区分は、10kw未満の場合は「太陽光発電設備のみ」としてください。 構造図と配線図は、「標準構造図と異なる」「標準配線図と異なる」プルダウンを選択。蓄電池メーカーの作成した構造図・配線図を別途提出してください。 ※JP-ACにて押上げ効果無しの確認ができていない蓄電池を設置する場合は、押上効果無しを証する技術資料も提出してください。		2-7
変更・後事前・事	手続き方法	蓄電池	蓄電池を設置します。手続き方法は？（F設備）	変更認定申請で手続きをしてください。 発電設備区分は、選択できません。 「特例太陽光ダブル発電区分」を、「太陽光発電設備のみ」もしくは「太陽光発電設備に自家発電設備等を併設するもの」のどちらかに選択してください（必須）。 構造図と配線図については、2-6、2-7を参照してください。	10/31	2-8
変更・事後事前	手続き方法	蓄電池	既に押上げ無しの蓄電池を設置していますが、蓄電池の型式（押上げ無し）を変更します。手続き方法は？  （押上無し→押上無しの変更）	変更認定申請で手続きをしてください。 「変更の内容」欄に、蓄電池の型式変更（押上げ無し→押上げ無し）である旨を入力してください。 構造図と配線図は、「標準構造図と異なる」「標準配線図と異なる」プルダウンのままにして、新たな蓄電池の構造図と配線図を添付し直してください。		2-9
変更・後事前・事	手続き方法	蓄電池	押上無しの蓄電池を設置するにあたり、構造図・配線図の提出が必要ですが、書類の作成はどこに依頼すればよいですか？	蓄電池のメーカーがJP-AC提出用に作成している「構造図」「配線図」を入手の上、提出してください。 ※蓄電池メーカーが作成した、押上げ効果の有無が判定できる資料が必要です。ハウスメーカー等の図面では証明になりません。	2018/3/23	2-9-1
変更・事前・事後	手続き方法	添付書類	既に運転開始済みの設備です。「正確な運転開始日」の欄が空欄で、入力しないとシステムが進まなかったのですが、入力しました。運転開始日を変更したわけではありません。それなのに、運転開始日を証する書類を添付するよう、不備メールが届きました。なぜですか？	変更ではなく、空欄に日付を入力しただけであっても、「正確な運転開始日」を確認する書類が必要です。	10/31	2-10

大項目	小項目①	小項目②	質問	回答	更新日	No.
変更・事前・事後	添付書類	社名変更	社名変更の為、事後変更届出をします。 「変更内容ごとの変更手続きの整理表」には、「①変更理由を証する書類」とありますが、具体的には何を留意すればよいですか？	社名変更、会社分割、合併の事実を公けに発表した文書になります。 例) プレスリリース、お客様宛にお送りした通知、ウェブサイト上の告知のページ（画面印刷）など  無い場合は、作成の上、ご提出ください。	11/10	2-11
変更・事前・事後	手続き方法	ID/PW	特例太陽光設備（余剰電力買取制度の頃に認定を取得した設備／設備IDの頭がFの設備）です。 認定取得時はWEB申請が始まっていなかった為、ID/PWがありませんでした。 変更手続きが必要となり、WEB上のシステムで申請するように案内されましたが、どうすればよいですか？	特例太陽光設備につきましても、WEB申請が始まった時点でID/PWが作成、付与されています。ただし、各設置者の方にはお知らせはしておりませんので、JP-ACにお問合せいただく必要があります。 お問合せ方法は以下のページの「IDを忘れた方」をご確認ください。 <a href="https://www.fit-portal.go.jp/mypage/ForgotPassword">https://www.fit-portal.go.jp/mypage/ForgotPassword</a>	11/10	2-12
変更・事前・事後	手続き方法	添付書類	設備の所在地住所は、現在住居表示未確定です。 確定した住所に変更する場合、住居表示付定通知書が必要との事ですが、役所に確認したところ、この種の書類は発行されないとの事です。 代わりになる書類はありますか？	建物の登記簿謄本 + 設置者住民票  ※但し、付定通知書（地区により名称が変わる場合があります）が発行可能な場合は、原則として提出をお願いいたします。	12/15	2-13
変更・事前・事後	手続き方法	その他	パワーコンディショナのみを付け替えます（発電出力等は変更なし）。変更認定申請が必要ですか？	10kw未満の設備の場合は、変更認定申請は必要ありません。 10kw～50kw未満の設備の場合は、変更認定申請が必要です。変更の内容欄にパワコンを交換する旨を入力の上、新しいパワコンの仕様書を添付して申請してください。	2018/3/23	2-14
廃止	入力方法	その他	廃止をしたいのですが、どうすればよいですか？	2018/4/2より、電子申請にて廃止届出をしていただけるようになりました。 （運転開始前の設備の廃止は入力可能です。運転開始後の設備の場合、添付書類や運転開始後の設備の入力方法につきまして現在調整中のため、いましばらくお待ちください）  ↓操作マニュアル <a href="https://www.fit-portal.go.jp/servlet/servlet.FileDownload?file=0150K0000067NOVQA2">https://www.fit-portal.go.jp/servlet/servlet.FileDownload?file=0150K0000067NOVQA2</a>	2018/6/8	3-1
その他	認定通知	その他	2016年度に認定がおりた設備です。認定通知書の出力ができません。	2016年度以前に認定された設備につきましては、認定通知を出力することができません。代わりの対応について、現在資源エネルギー庁にて検討中です。発表があるまでお待ちください。  ※2016年度以前に認定がおりた設備であっても、みなし移行後に変更認定を申請し、受理されていれば、新システムにて変更認定通知書を印刷していただけます。		4-1
その他	不備メール	その他	不備メールに補正期限の記載がありません。	接続の同意を証する書類を提出するだけであれば、補正期限はありません。 （自動送信メールのフォーマットが決まっている為、わかりにくくなっております。ご了承ください）		4-2
その他	不備メール	その他	法人名で登録しているのに、不備メールの宛名が個人名になっています。	登録者ID、設置者IDが法人名で登録されていても、不備メールの宛名は担当者個人名が表示されます。  （メールの文は手書きではなく、システムから自動的に生成される仕様となっております。変更はできませんのでご了承ください）		4-3

大項目	小項目①	小項目②	質問	回答	更新日	No.
その他	不備メール	差戻し	JP-ACから不備メールが来ましたが、「ご依頼により差し戻しいたします。」とあるだけで、具体的な不備内容の記載がありません。	登録者様から、申請内容の編集等で差戻しのご依頼を受けた場合、JP-ACにて申請状態を「申請不備」とし、申請データを編集可能な状態へさせていただきます。（現在差戻しは承っておりませんので、訂正をしたい場合は申請不備のメールをお待ちください。問題がある場合は個別にご相談ください）。 この場合、登録者様宛に不備メールが届きます（登録者≠設置者、メールアドレス有りの場合は設置者様宛にも届きます）。不備メールには「ご依頼により差し戻しいたします。」との文言を記載いたします。	2018/2/28	4-4
その他	連絡先変更	その他	登録者の代表者や住所が変更になりました。マイページから変更しようとしたが、入力欄がアクティブにならず、変更できません。どうすればよいですか？	登録者情報の変更は、電話番号とFAX、メールアドレスのみ、マイページの「ユーザ情報変更」から行っていただけます。それ以外の情報は変更していただけません。 ご変更が生じた場合は、新たに登録者IDを取得していただき、古いIDから新しいIDへ登録者変更を行ってください。		4-5
その他	添付書類	手続き方法	遺産相続関連。 設置者や法定相続人が未成年者の場合はどうすればよいですか？	設置者や、法定相続人が未成年者の場合には、親権者が代理人となって手続きをお願いします。  親権者の同意書に盛り込む内容 ・作成日 ・「設置者／相続人（甲とする）及び設置者の法定代理人（乙とする）は制度を理解し、乙は甲の法定代理人として太陽光設備の申請内容に同意いたします」等の文言。 ・甲（設置者／相続人）の氏名、現住所、生年月日 ・乙（代理人／親権者）の氏名、現住所、生年月日、甲との続柄、実印  提出するもの ①上記の親権者の同意書 ②親権者の印鑑証明書 ③親権者の住民票（甲乙の親子関係が確認できるもの）  ※↑①～③をご用意の上、・亡くなられた方の戸除籍謄本（又は、住民票の除票）、法定相続人全員の戸籍謄本、法定相続人全員の印鑑証明書、遺産分割協議書（又は、相続人全員の同意書）を提出してください。	10/31	4-6
その他	みなし	その他	みなし移行中です。進捗状況、不備について問合せをしたいのですが？	みなし移行／事業計画の提出につきましては別のセンターで承っております。下記にお問合せください。  <b>再生可能エネルギー新制度移行手続代行センター</b> TEL：0570-057-333 ※PHS、IP電話からは、042-524-4261におかけください。 受付時間：平日9:00～18:00  所在地：〒273-0011 千葉県船橋市湊町2-6-33 N T T 船橋湊ビル2階		4-7
その他	みなし	その他	みなしについて問合せをしたいのですが、船橋の新制度移行手続代行センターの電話が繋がりません。FAXを送りたいのですが？	新制度移行手続代行センターでは、FAXでのお問合せは受付していないとの事です。 また、JP-ACとは全く別の組織の為、JP-ACにFAXをお送りいただいても、新制度移行手続代行センターへFAXを転送することや、お問合せのお取次ぎもできかねます。ご理解頂きますようお願いいたします。		4-8
その他	みなし	その他	頭文字が「F」から始まる設備IDです。みなし認定移行手続の対象ですか？	頭文字が「F」から始まる設備ID（特例太陽光設備）は、みなし認定移行手続の対象ではありません。		4-9
その他	みなし	誤入力	みなしの手続きの際、誤入力をしてしまいました。既にみなしの手続きは終了しています。どうすればよいですか？	変更認定、事前・事後変更で正しい内容に変更をお願いします。手続き方法と必要添付書類は、＜変更内容ごとの変更手続の整理表＞にてご確認ください。 <a href="http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/dl/fit_2017/henkou_seirihyou.pdf">http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/dl/fit_2017/henkou_seirihyou.pdf</a>		4-10



大項目	小項目①	小項目②	質問	回答	更新日	No.
その他	みなし	誤入力	みなしの手続きの際、発電出力やパネルの合計出力の値を誤って入力してしまいました。JP-ACに電話をすれば訂正してもらえると聞きました。	既にみなしの手続きが完了してしまったものは、JPEA代行申請センターで訂正することはできません。変更認定申請で、正しい値に変更していただく必要があります。変更の内容によっては、今年度の調達価格に変わってしまう場合もございます。 手続き方法と必要添付書類につきましては、<変更内容ごとの変更手続きの整理表>にてご確認ください。 <a href="http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/dl/fit_2017/henkou_seirihyou.pdf">http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/dl/fit_2017/henkou_seirihyou.pdf</a>	2018/2/28	4-11
その他	分割	審査	計画が分割と判定されるか否か、申請をする前に確かめたい。FAXで公図や謄本を送るので、電話で教えてもらえますか？	コールセンターでは実際に審査を行っている者が対応しているわけではないので、分割についての一般的なご説明、判断基準等のお伝えはできませんが、個別の計画について分割か否か判断を下すことはできません。 公図や謄本がお手元にご用意できましたら、システムにて申請してください。専門の担当者が審査の上、必要に応じてメールやお電話にてご連絡を差し上げます。	10/31	4-12
その他	問合せ全般	その他	JP-ACへメールで問合せをしたいのですが？	メールでのお問合せは対応しておりません。恐れ入りますが、下記電話番号へお問合せをお願いいたします。 コールセンター：0570-03-8210（受付時間 平日 9:20～17:20）	11/10	4-13
その他	問合せ全般	その他	電話が繋がらないのでFAXを送りましたが、折返しまでに時間がかかるのはなぜですか？	FAXでの問合せ受付は補助的な手段です。限られた人数で対応しておりますので、ご理解をいただきますようお願いいたします。 FAXの折返しの目安はJP-ACホームページのTOPに掲載しています。	11/10	4-14
その他	問合せ全般	その他	FAXで質問を送りましたが、折返しの回答がありません。	折返しの回答までの目安期間は、JP-ACホームページのTOPに掲載しています。 また、以下の場合は折返しの回答ができません。 ・連絡先電話番号の記載がない、もしくは間違っている場合（FAXやメールでの回答は承っておりません）。 ・個別案件の申請の進捗や、納期に関する問合せ。	11/17	4-14-2
その他	問合せ全般	添付書類	実印を押印している書類は提出していないのに、印鑑証明書が必要なのはなぜですか？	印鑑証明書はご本人様しか取得できないものなので、間違いなくご本人がこの手続きを了解しているという証として提出をお願いする場合があります。	11/10	4-15
その他	ID/PW	手続き方法	IDやPWの問合せをしたいのですが、対象案件が複数あります。1件毎にメールを送るのではなく、まとめて照会できますか？	エクセルの依頼書は、1シートにつき1案件です。複数案件ある場合はシートを件数分増やしてください。 <a href="https://www.fit-portal.go.jp/mypage/ForgotPassword">https://www.fit-portal.go.jp/mypage/ForgotPassword</a>	11/10	4-16
その他	問合せ全般	添付書類	申請書や添付書類を返却して欲しい。	提出された申請書類は公文書扱いとなり、認定や届出の受理に係る判断を裏付ける重要な証拠書類となるため、関係者であってもお返しすることはできません。	11/17	4-17
その他	問合せ全般	進捗・催促	個別案件の審査状況（進捗）の確認ができないのはなぜですか？	<b>審査の遅延につながるため</b> 、個別案件の詳細お問合せは差し控えていただきますようお願いいたします。	11/17	4-18
その他	問合せ全般	進捗・催促	急いで認定（受理）してほしい案件があります。	他の方の処理を遅らせることとなりますので、特定の案件のみ先に処理することはできかねます。	11/17	4-19
その他	問合せ全般	進捗・催促	申請状態が「設置者承諾済」のまま経過している案件について。不備があるかどうかだけでも、電話かFAXで問合せたいのですが？	不備の有無は審査部門にて行いますので、電話やFAXの問合せには回答できかねます。不備があった場合は審査部門から不備メールをお送りしますので、お待ちください。	12/15	4-19-1

大項目	小項目①	小項目②	質問	回答	更新日	No.
その他	特別措置	過積載	<p>(7/31発表 新制度への移行手続完了前の事業計画の変更認定申請及び変更届出について)  <a href="http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/dl/announce/20170731.pdf">http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/dl/announce/20170731.pdf</a></p> <p>8月30日までに書面で増設の申請済み。          みなし認定が完了したので、あらためて電子申請をしようとしたところ、価格変更のメッセージが表示されました。どうすればよいですか？</p>	<p>価格変更のメッセージは表示されますが、そのまま申請してください（書面での申請の内容と電子申請の内容が一致していれば、価格変更にはなりません）。</p>	11/24	4-20
システム	トラブル	ID/PW	<p>パスワードの再発行をしました。          リセットメールが届きましたが、メールのURLをクリックすると、また元のパスワード再発行の画面に戻ってしまいます。          何度パスワードを再発行しても同じ現象が続きます。</p>	<p>一部のアンチウイルスソフトが起動している場合、お問合せの事象が起こることが確認されています。          以下の方法をお試しください（ウイルスソフトを一時停止した際の不具合につきましてはJPEA代行申請センターでは責任を負いかねますのでご了承ください）。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. ウイルスソフトを一時停止</li> <li>2. パスワード再発行</li> <li>3. パスワード再設定用のURLを記載したメールを受信</li> <li>4. URLをクリックしてパスワード再設定</li> <li>5. ウイルスソフトの再開</li> </ol> <p>上記方法で解決できない場合があります。下記URLのお問合せフォームでご連絡ください。  <a href="https://www.fit-portal.go.jp/UserInquiryTop">https://www.fit-portal.go.jp/UserInquiryTop</a>          後ほどシステム担当の会社からご連絡を差し上げます。</p>		5-1
システム	トラブル	ID/PW	<p>いちど申請をしましたが、設置者の情報が間違っていたため差戻しをし、設置者情報を訂正してから再申請をしました。          設置者に承諾を依頼したところ「ログインできない」と言われました。          最初の申請では問題なくログインできたのに、なぜできなくなったのでしょうか？</p>	<p>設置者情報を変更する（※）と、システムが「設置者が別人になった」と判断するため、新たな設置者ユーザーIDが発行されます。設置者のメールアドレスに新たなユーザーIDによる「ようこそ」メールが届いていますので、そちらで1 2ケタのパスワードを設定の上、新たなユーザーIDとパスワードでログインしてください。</p> <p>※設置者情報を変更しなくても、設置者情報の入力欄を開いただけで、自動的に新たなユーザーIDが発行されてしまいます。</p>		5-2
システム	トラブル	メール	<p>登録者≠設置者、設置者のメールアドレス登録済。          新規申請等で設置者に届くべきメールが届きません。</p>	<p>まずは、入力していただいたメールアドレスにお間違いがないかご確認ください。          携帯電話のキャリアメールの場合、PCのアドレスに比べてセキュリティが高く設定されているため、届かないことがよくあります。PCのメールアドレスに変更していただくよう、強くお勧めいたします。</p> <p>上記方法で解決できない場合は、恐れ入りますが、下記URLのお問合せフォームでご連絡ください。  <a href="https://www.fit-portal.go.jp/UserInquiryTop">https://www.fit-portal.go.jp/UserInquiryTop</a>          後ほどシステム担当の会社からご連絡を差し上げます。</p> <p>※JP-ACとシステム担当は別会社のため、システム担当にお問合せいただいた内容についてのご質問は当方では回答できかねます。直接システム担当へお問合せください。</p>		5-3
システム	トラブル	メール	<p>設置者が「申請確認のお知らせ」メールを誤って削除してしまいました。再度メールを送っていただけますか？</p>	<p>JP-ACではメールの再送信は行っていません。          申請状態が「設置者承諾待ち」となっている場合は、登録者が下記のマニュアルを参照のうえ再申請をしていただければ、設置者に再度メールが送信されます。</p> <p><a href="https://www.fit-portal.go.jp/servlet/servlet.FileDownload?file=015280000056hqeAAA">https://www.fit-portal.go.jp/servlet/servlet.FileDownload?file=015280000056hqeAAA</a></p>	11/17	5-3-1
システム	トラブル	進捗	<p>申請状態が「設置者承諾待ち」のまま、いつまでたっても審査が進みません。</p>	<p>申請状態が「設置者承諾待ち」となっている申請は、設置者様に承諾処理をしていただかないとJP-ACにデータが届きません。設置者の方に「申請確認のお知らせ」というメールが届いているかどうか確認してください。</p> <p>届いていない場合は、設置者メールアドレスが間違っている、もしくは携帯電話のアドレス等の可能性があります。設置者メールアドレスは登録者様ご自身で編集可能です。下記のマニュアルをご確認ください。  <a href="https://www.fit-portal.go.jp/servlet/servlet.FileDownload?file=015280000056hqeAAA">https://www.fit-portal.go.jp/servlet/servlet.FileDownload?file=015280000056hqeAAA</a></p> <p>アドレスの編集後は、再度「申請」ボタンを押していただければ、設置者様宛にメールが送信されます。</p> <p>申請状態が「設置者承諾済み」になった時点で、申請データがJP-ACに届きます。</p>	2018/2/28	5-4



大項目	小項目①	小項目②	質問	回答	更新日	No.
システム	トラブル	進捗	申請状態が「編集中」のまま、いつまでたっても審査が進みません。	申請状態が「編集中」となっているものは、登録者様にてデータを入力中で、まだ「申請」ボタンが押されていません。マイページにログイン後、該当の申請データ呼び出しいただき、「編集」→「内容確認」→「登録して次へ進む」→「申請」ボタンを押下してください。 申請状態が「設置者承諾済み」になった時点で、申請データがJP-ACに届きます。	10/31	5-5
システム	トラブル	その他	申請状態が「申請取り下げ」となっており、編集や再申請ができません。	申請状態が「申請取り下げ」となったデータは編集や再申請はできません。また、JP-ACでデータの復活もできません。必要であれば新規申請の入力し直しをお願いいたします。	12/15	5-5-1
システム	入力方法	その他	特殊な漢字、字体は入力できますか？	JIS第2水準の漢字までは入力可能です。 それ以外の漢字の場合は、常用漢字もしくはカタカナに直して入力してください。		5-6
システム	入力方法	その他	ふりがなに「ヴ」という文字は入力できますか？	入力できません。音の近い「ブ」に置き換えて入力をお願いします。	2018/ 1/19	
システム	入力方法	その他	設置者情報（設置者名、住所、電話番号、メールアドレス等）を誤って入力してしまったので編集をしたい。「編集」ボタンを押下し、「認定申請登録」画面へ入り直しましたが、設置者情報を入力する欄が出てきません。	「設備設置者情報」の、「設置者自身が入力されていますか？」という項目の、「新たに設置者を登録します」ラジオボタンにチェックを入れてください。設置者情報を入力する欄が表示されます。 ※登録者≠設置者の場合。設置者情報を入力し直すと、新たな設置者IDが払い出されます。それまでの設置者IDは無効となりますので、ご注意ください。		5-7